

施策目標個票

(国土交通省2-⑪)

施策目標	住宅・市街地の防災性を向上する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	防災性の高い施設及び環境を整備することにより、住宅・市街地における安全・安心度を高める。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分)</p> <p>④進展が大きくない</p> <p>(判断根拠)</p> <p>業績指標40、41、44については目標達成が見込まれるが、主要な業績指標を含む8つの指標については目標年度において目標の達成が見込まれないことから、目標達成に向けた成果を示していない。</p>
	施策の分析	業績指標40,41,44の達成状況は順調であり、防災性の高い施設及び環境を整備することにより、住宅・市街地における安全・安心度を高めていると評価できる。また、その他の指標についても目標達成に向けて一定の進捗はしているものの、目標を達成していないため、進展に向けて所要の施策を実施する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	今後とも大規模地震や気候変動による降雨の局地化、集中化、激甚化といった災害リスクを踏まえ、住宅・市街地の脆弱性を軽減させるようなハード・ソフト両面にわたる諸施策を講じ、総合的な観点から安全で安心して暮らせるまちづくりを進める。また、目標年度を迎えた指標については、第5次社会資本整備重点計画等を踏まえ、今後見直しを検討する。

	40 防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積	初期値	実績値					評価	目標値
		H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R3年度
		13,935ha	13,935ha	15,119ha	17,379ha	19,958ha	20,431ha	A	21,000ha
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	41 一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		H24年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		76.0%	約85%	約91%	約94%	約96%	集計中	A	89%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	42 下水道による都市浸水対策達成率*	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		約56%	約58%	約58%	約59%	約60%	約60%	B	約62%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	43 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積*	初期値	実績値					評価	目標値
		H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		約4,450ha	4,039ha	3,422ha	3,149ha	2,982ha	2,219ha	B	おおむね解消
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	44 大規模盛土造成地の第二次スクリーニング計画(どの盛土造成地から安全性把握調査を行うかを定める計画)の作成率	初期値	実績値					評価	目標値
		R1年度9月	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R4年度
		16%	-	-	-	30%	45%	A	100%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	45 災害時における機能確保率(①主要な管渠、②下水処理場)	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		①約46% ②約32%	①約48% ②約35%	①約50% ②約36%	①約51% ②約37%	①約52% ②約37%	①約54% ②約38%	①B ②B	①約60% ②約40%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

46 最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合	初期値	実績値					評価	目標値	
	26年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
	—	約0%	約0%	約5%	約10%	35%	B	約100%	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
47 ①住宅(*)・②建築物(*)の耐震化率	初期値	実績値					評価	目標値	
	25年	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
	①約82% ②約85%	—	—	①約87% ②約89%	—	—	①B ②B	①約95% ②約95%	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
48 防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合	初期値	実績値					評価	目標値	
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
	3%	15%	68%	73%	77%	84%	B	100%	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
参考指標	(参18)災害対応拠点を含む都市開発が予定される拠点地区で自立分散型面的エネルギーシステムが導入される地区数	初期値	実績値					評価	目標値
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		0地区	2地区	5地区	8地区	11地区	11地区		15地区
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
	(参19)ハード・ソフトを組み合わせた下水道浸水対策計画策定数	初期値	実績値					評価	目標値
		26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
約130地区		約150地区	約160地区	約165地区	約170地区	約180地区		約200地区	
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—				

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
	当初予算(a)	115,341	128,154	141,494	158,922
補正予算(b)	1,250	1,200	6,296	—	
前年度繰越等(c)	65,923	48,576	53,149	—	
合計(a+b+c)	182,514 <0>	177,930 <0>	200,939 <0>	158,922 <0>	
執行額(百万円)	110,273	104,651			
翌年度繰越額(百万円)	48,576	53,149			
不用額(百万円)	23,666	20,130			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	都市局	作成責任者名	都市安全課 (課長 服部 卓也)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-----	--------	---------------------	----------	--------

業績指標 40

防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積

評価

A

目標値：21,000ha（令和3年度）
実績値：20,431ha（令和2年度）
初期値：13,935ha（平成28年度）**（指標の定義）**

都市防災総合推進事業および防災公園街区整備事業等の完了地区の面積。

（目標設定の考え方・根拠）

今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定を踏まえ、防災上必要な市街地を改善するため、都市防災総合推進事業や防災公園街区整備事業を実施していく必要があることから、過去の実勢および予算の伸び率、現在の事業計画等を考慮して設定。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

地方公共団体、都市再生機構等（事業主体）

（重要政策）**【施政方針】**

- ・ 第183 回国会 施政方針演説（平成25年2月28日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」
- ・ 第186 回国会 施政方針演説（平成26年1月24日）「ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱化を進めます。」
- ・ 第189 回国会 施政方針演説（平成27年2月12日）「事前防災・減災対策に取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」
- ・ 第190 回国会 施政方針演説（平成28年1月22日）「事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」
- ・ 第193 回国会 施政方針演説（平成29年1月20日）「事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めます。」
- ・ 第196 回国会 施政方針演説（平成30年1月22日）「防災、減災に取り組み、国土強靱化を進める。」
- ・ 第198 回国会 施政方針演説（平成31年1月28日）「ハードからソフトまであらゆる手を尽くし、三年間集中で、災害に強い国創り、国土強靱化を進めてまいります。」
- ・ 第201 回国会 施政方針演説（令和2年1月20日）「防災・減災、国土強靱化を進め、災害に強い故郷を創り上げてまいります。」
- ・ 第204 回国会 施政方針演説（令和3年1月18日）「防災・減災、国土強靱化についてもしっかりと進めます。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）（第4章5.）
大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。
- ・ 住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成23年3月15日）（第2章）
大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。
- ・ 国土強靱化基本計画（平成26年6月3日）（第3章国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（2）住宅・都市）
密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、中古住宅の建物評価改善等によるリフォームや耐震性に優れた木造建築物の建設等を促進する。
- ・ 住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成28年3月18日）（第2 目標8）
密集市街地の改善整備や無電柱化の推進、ハザードマップの積極的な情報提供、タイムラインの整備と訓練等

により居住者の災害時の安全性の向上を図る。

- ・ 経済財政運営と改革の基本方針2016（第2章 2.（5）③防災・減災）

安全なまちづくりに向けて、木造密集市街地の改善、住宅・建築物の耐震化、無電柱化など景観や防災に配慮したまちづくりや開かずの踏切の解消等に向けた取組を進める。

- ・ 国土強靱化基本計画の変更（平成30年12月14日）（第3章国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（2）住宅・都市）

密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。

- ・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日）（第1章）

「国土強靱化基本計画」に基づき、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」などの各分野について、取り組みのさらなる加速化・深化を図る。

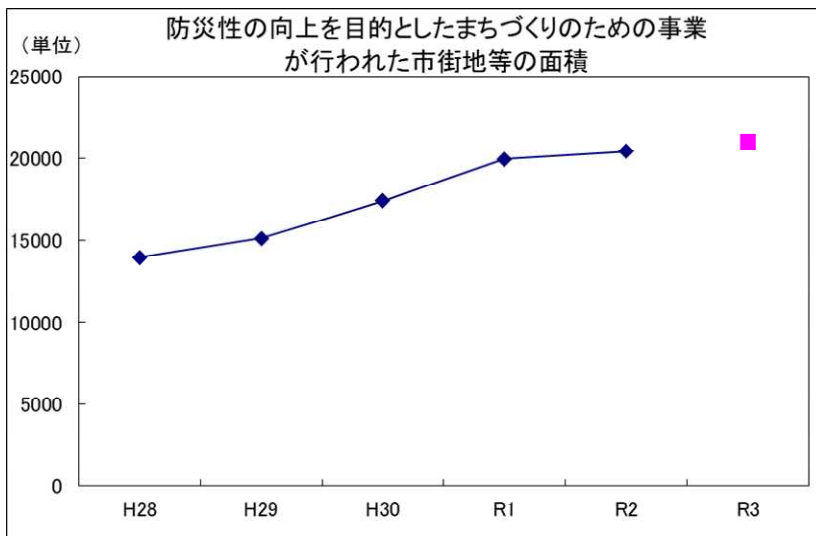
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
13,935ha	15,119ha	17,379ha	19,958ha	20,431ha	



主な事務事業等の概要

- ・ 都市防災総合推進事業の推進

密集市街地に代表される防災上危険な市街地の改善を図る。

予算額：

防災・安全交付金 1兆1,002億円の内数（平成28年度）

防災・安全交付金 1兆1,057億円の内数（平成29年度）

防災・安全交付金 1兆1,117億円の内数（平成30年度）

防災・安全交付金 1兆3,173億円の内数（令和元年度）

防災・安全交付金 1兆 388億円の内数（令和2年度）

防災・安全交付金 1兆2,786億円の内数（令和3年度）

- ・ 防災公園街区整備事業の推進

都市再生機構が防災公園と周辺市街地の整備改善を一体的に行うことで防災性の向上を図る。

- ・ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税・法人税・個人住民税）

防災街区整備推進機構に土地等を譲渡した個人・法人に軽減税率を適用。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

防災性の低い市街地について、令和2年度末までに20,431haの防災性能の向上が図られ、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれるため、順調である。

（事務事業等の実施状況）

平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」が創設されるとともに、平成24年度補正予算より「防災・安全交付金」が創設された。これにより、目標実現のための基幹事業である都市防災総合推進事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業をより一層統合的・一体的に支援し、また手続きを簡素化することで、地方公共団体による防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図った。

令和2年度より、災害ハザードエリア内の避難地・避難路整備を支援するため、地区要件に災害の危険性が高い区域（洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）を含む市街地を追加。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積は、相当程度の進展があったためAと評価した。
- ・ 今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定を踏まえ、引き続き目標値を設定し、都市防災総合推進事業や防災公園街区整備事業を実施し、防災上危険な市街地の改善を推進していくこととする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局都市安全課（課長 服部 卓也）

都市局公園緑地・景観課（課長 五十嵐 康之）

業績指標 4 1

一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合

評 価

A	目標値：約 8 9 % （令和 2 年度） 実績値：集計中 （令和 2 年度） 約 9 6 % （令和元年度） 初期値：約 7 6 % （平成 2 4 年度）
---	--

(指標の定義)

人口 2 0 万人以上の大都市（東京特別区、政令指定都市、中核市、特例市）（分母）における、災害応急対策施設のうち、「備蓄倉庫」、「耐震性貯水槽」、「放送施設」のいずれかが整備され、地域の避難・防災の拠点となるオープンスペース（注）が確保された都市（分子）の割合（なお、東京特別区及び政令指定都市においては、区を 1 都市と扱う。）

（注）誰もが簡単にアクセスできて、持続性が担保される公的空間。

(目標設定の考え方・根拠)

都市の防災機能の向上を図るため、長期的には 1 0 0 % を目指している。これまでの実績を踏まえ、令和 2 年度の目標値約 8 9 % を設定。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)**【施政方針】**

- ・第 1 6 9 回国会 施政方針演説（平成 2 0 年 1 月 1 8 日）「都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。
- ・第 1 8 3 回国会 施政方針演説（平成 2 5 年 2 月 2 8 日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。

【閣議決定】

- ・国土強靱化基本計画（平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日）（第 3 章 国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（2）住宅・都）
 密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。

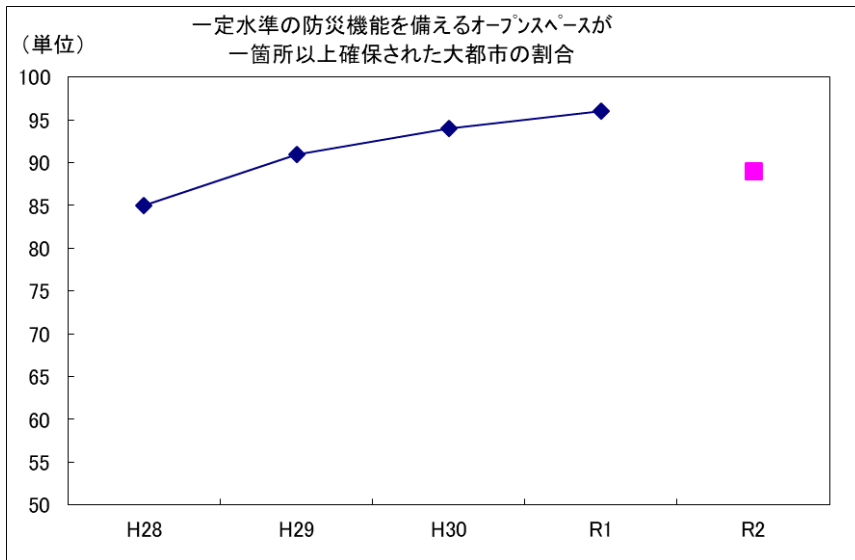
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成 2 7 年 9 月 1 8 日）「第 2 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
約 8 5 %	約 9 1 %	約 9 4 %	約 9 6 %	集計中	



主な事務事業等の概要

○防災公園の整備 (◎)

災害時の避難地や防災拠点となる防災公園の整備により、都市の防災機能の向上を図り、安全で安心できる都市づくりを推進する。

予算額: 社会資本整備総合交付金 8,713 億円、防災・安全交付金 13,173 億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金 532 億円の内数 (令和 1 年度国費)

社会資本整備総合交付金 8,885 億円、防災・安全交付金 11,117 億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金 670 億円の内数 (平成 30 年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

令和元年度の実績値は 96% である。本業績指標は、平成 29 年度に目標を達成し、平成 30 年度、令和元年度もさらに伸びている。

(事務事業等の実施状況)

都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、帰宅困難者対策のための既存公園の防災機能強化や、震災時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は平成 29 年度に目標を達成し、令和元年度もさらに伸びていることから A 評価とした。
- ・近年の大規模災害の影響を受け、各都市における防災に対する危機意識が高まっていることを踏まえ、都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、引き続き災害時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を推進していく必要がある。
- ・このため、新たな社会資本整備重点計画 (令和 3 年 5 月 28 日閣議決定) では、新たな指標として、人口 5 万人以上の都市のうち、「備蓄倉庫」、「耐震性貯水槽」、「放送施設」のいずれかの災害応急対策施設が整備された防災公園を有する都市の割合 (H30 年度 64%、R7 年度 75%) を設定した。今後、災害発生時の避難地等の機能確保のため、公園緑地の整備を進める。
- ・本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等 (担当課長名等)

担当課: 公園緑地・景観課 (課長 五十嵐 康之)

業績指標 4 2

下水道による都市浸水対策達成率*

評 価

B	目標値：約 6 2 %（令和 2 年度） 実績値：約 6 0 %（令和 2 年度） 初期値：約 5 6 %（平成 2 6 年度）
---	--

(指標の定義)

都市浸水対策を実施すべき区域のうち、5年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域の面積の割合。

分子：5年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域の面積

分母：市街地で過去に浸水被害が発生した地区など、都市浸水対策を実施すべき区域の面積

(目標設定の考え方・根拠)

地方公共団体における浸水対策の実施予定より、目標値を設定

(外部要因)

地元との調整状況

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・基本方針（平成 3 0 年 1 0 月 2 日）

近年の集中豪雨、気温上昇など気象の急激な変化に対応し、全国的に、河川の改修、治水、砂防対策、ため池改良、熱中症予防など、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、3年間で集中的に実施する。

- ・防災、減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日）

大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

- ・国土強靱化基本計画（平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日）

「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。」

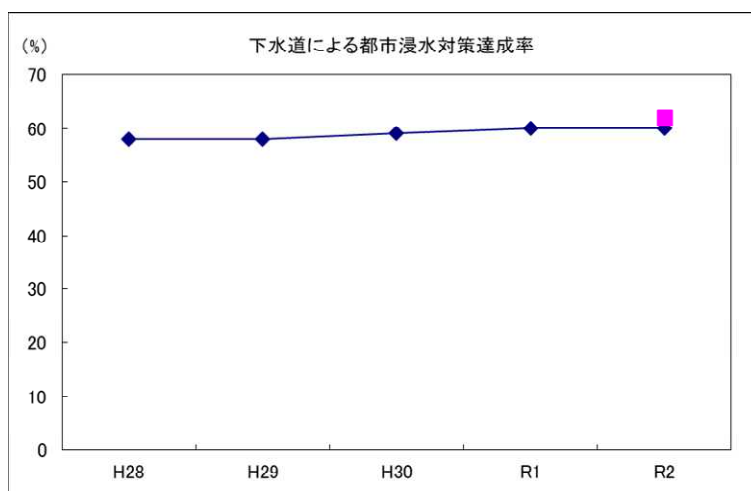
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成 2 7 年 9 月 1 8 日）「第 1 章、第 2 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
約 5 8 %	約 5 8 %	約 5 9 %	約 6 0 %	約 6 0 %	



主な事務事業等の概要

○ 下水道による雨水対策施設の整備の推進 (◎)

下水道による雨水対策施設の整備により、都市の水害安全度の向上を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 7, 277億円の内数 (令和2年度国費)

防災・安全交付金予算額 7, 847億円の内数 (令和2年度国費)

下水道事業関連予算額 297億円の内数 (令和2年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

○ 中小規模の都市における下水道浸水対策事業の推進

近年の集中豪雨等により、全国各地で大規模な内水被害が発生しており、特に中小規模の都市で整備の遅れによる浸水被害が顕在化していることから、令和元年度には、都市機能が集積した地区等の浸水対策を推進する「下水道浸水被害軽減総合事業」について、中小規模の都市の対策等を支援するため地区要件を緩和するとともに、移動式排水施設 (排水ポンプ車) の整備を支援メニューに追加し、総合的な浸水対策を強化した。

○ 下水道床上浸水対策事業および事業間連携下水道事業や大規模雨水処理施設整備事業の創設

平成30年7月豪雨をはじめとして、近年、全国の都市において内水被害が頻発し、浸水によって市民生活や地域経済へ甚大な影響が発生していることから、令和元年度には、浸水被害のリスクが高い都市機能集積地区において早急な再度災害防止を図るため、下水道整備による浸水対策を計画的に実施する「下水道床上浸水対策事業」を創設し、また、内水浸水による深刻な影響を回避するため下水道事業を河川事業と一体的かつ計画的・集中的に実施する「事業間連携下水道事業」を創設し、令和2年度には、計画的な整備や適切な機能確保を図るため、大規模な雨水処理施設の設置又は改築を集中的に支援するため、「大規模雨水処理施設整備事業」を創設し、総合的な浸水対策を強化した。

○ 雨水管理総合計画策定の促進

各下水道管理者において、浸水リスクを評価し、浸水対策の効果を最大限発揮するための計画策定を促進し、特に浸水リスクの高い地区において重点的に対策を推進。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・下水道による都市浸水対策達成率の令和2年度の実績値は約60%であり、目標値である約62%の達成困難であった。一方、政令市等においては、約71%と目標値を大きく上回る結果も得ており、比較的予算規模の大きい自治体における浸水対策の推進が目標達成に向けた課題である。予算や技術的な継続支援により、中小自治体における浸水対策の実施の促進を誘導していく取組が必要である。
- ・令和元年度に「下水道浸水被害軽減総合事業」を拡充するとともに、「下水道床上浸水対策事業」および「事業間連携下水道事業」、令和2年度に「大規模雨水処理施設整備事業」を創設し、一定期間内に集中的に対策を講じており、今後、実績値向上の効果が着実に発現することが見込まれる。さらに、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策 (平成30年12月14日閣議決定) により、効率的かつ迅速に対策を実施してきた。

(事務事業等の実施状況)

- ・令和元年度には、「下水道浸水被害軽減総合事業」を拡充し、中小規模の都市の対策等を支援するため地区要件を緩和するとともに、移動式排水施設 (排水ポンプ車) の整備を支援メニューに追加し、総合的な浸水対策を推進した。
- また、浸水被害のリスクが高い都市機能集積地区において早急な再度災害防止を図るため、下水道整備による浸水対策を計画的に実施する「下水道床上浸水対策事業」を創設するとともに、内水浸水による深刻な影響を回避するため下水道事業を河川事業と一体的かつ計画的・集中的に実施する「事業間連携下水道事業」を創設し、総合的な浸水対策を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・下水道による都市浸水対策達成率の令和2年度の実績値は約60%であり、目標値である約62%の達成は困難であったことから、Bと評価した。
- ・今後、目標年度における目標達成に向け、下水道浸水被害軽減総合事業により、都市における下水道浸水対策を支援し取組を着実に推進するとともに、令和2年度に創設した大規模雨水処理施設整備事業により、大規模な雨水処理施設の設置又は改築を集中的に支援し、計画的な整備や適切な機能確保を図る。また、防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策 (令和2年12月11日閣議決定) により、防災、減災国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を図る。
- ・また、新たな社会資本整備重点計画 (令和3年5月28日閣議決定) では、継続指標として下水道による都市浸水対策達成率 (令和7年度までに約64%の都市浸水対策達成率を目標) を設定した。
- ・本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等 (担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部流域管理官 (流域管理官 藤井 政人)

関係課：

業績指標 4 3

地震時等に著しく危険な密集市街地の面積*

評 価

B

目標値：おおむね解消（令和2年度）
 実績値：2,219ha（令和2年度）
 初期値：約4,450ha（100%）（平成28年度）

（指標の定義）

地震時等に著しく危険な密集市街地（※）の面積

（※）地震時等に著しく危険な密集市街地とは、従来の重点密集市街地の基準である不燃領域率（市街地面積に占める耐火建築物等の敷地及び幅員6m以上の道路等の公共施設面積の割合）や住宅戸数密度等の延焼危険性の指標に加え、避難の困難さの指標である地区内閉塞度及び周辺地区の状況や地形条件等の地域特性も基準となり位置づけられる密集市街地のことをいい、各地方公共団体が位置づけを行う。

（目標設定の考え方・根拠）

本目標は、平成28年3月18日に閣議決定された住生活基本計画（全国計画）で位置付けられたものであり、令和2年度末までに「地震時等において著しく危険な密集市街地」をおおむね解消することとしている。密集市街地の整備改善を図るため、道路、公園等の公共施設の整備や老朽建築物の除却・建替え等を促進しているが、これまでの事業進捗状況や今後の事業見込み等を踏まえ目標期限を設定している。

なお、令和2年度末で本目標を達成することができなかったことから、令和3年3月19日に閣議決定された住生活基本計画（全国計画）においても、引き続き、「地震時等において著しく危険な密集市街地」の解消に関する目標を設定したところである。

（外部要因）

目的達成には、地方公共団体による市街地整備および老朽住宅の建替え等を進める必要があるが、それらは高齢化の進展や経済状況等に影響される。

（他の関係主体）

地方公共団体、都市再生機構等（事業主体）

（重要政策）**【施政方針】**

- ・ 第169回国会 施政方針演説（平成20年1月18日）「都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第183回国会 施政方針演説（平成25年2月28日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」
- ・ 第186回国会 施政方針演説（平成26年1月24日）「ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱化を進めます。」
- ・ 第189回国会 施政方針演説（平成27年2月12日）「事前防災・減災対策に取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」
- ・ 第190回国会 施政方針演説（平成28年1月22日）「事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」
- ・ 第193回国会 施政方針演説（平成29年1月20日）「事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めます。」
- ・ 第196回国会 施政方針演説（平成30年1月22日）「防災・減災に取り組み、国土強靱化を進める。」
- ・ 第198回国会 施政方針演説（平成31年1月28日）「安全対策を行い、命を守る防災・減災に取り組みます。」
- ・ 第201回国会 施政方針演説（令和2年1月20日）「防災・減災、国土強靱化を進め、災害に強い故郷を創り上げてまいります。」
- ・ 第204回国会 施政方針演説（令和3年1月18日）「防災・減災、国土強靱化についてもしっかりと進めます。」

【閣議決定】

- ・ 住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成23年3月15日）（第2目標1）

大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。

- ・ 日本再興戦略（平成25年6月14日）（第Ⅱ．3つのアクションプラン≫一．日本産業再興プラン≫5．立地競争力の更なる強化≫④都市の競争力の向上）

外国企業が我が国にアジアの拠点を置くインセンティブとなるよう、都市の多様性を確保し、老朽化した建築物

等を更新すること等により都市環境や生活環境の向上、良好な治安の確保、防災力の向上等を通じて、都市の国際競争力を高めることが重要である。

- ・ 国土強靱化基本計画（平成26年6月3日）（第3章 国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（2）住宅・都市）

密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、中古住宅の建物評価改善等によるリフォームや耐震性に優れた木造建築物の建設等を促進する。

- ・ 住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成28年3月18日）（第2 目標8）

密集市街地の改善整備や無電柱化の推進、ハザードマップの積極的な情報提供、タイムラインの整備と訓練等により居住者の災害時の安全性の向上を図る

- ・ 経済財政運営と改革の基本方針2016（第2章 2.（5）②防災・減災）

安全なまちづくりに向けて、木造密集市街地の改善、住宅・建築物の耐震化、無電柱化など景観や防災に配慮したまちづくりや開かずの踏切の解消等に向けた取組を進める。

- ・ 国土強靱化基本計画の変更（平成30年12月14日）（第3章国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（2）住宅・都市）密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。

- ・ 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日）（第3章各項目の主な具体的措置）地震時等に著しく危険な密集市街地に関する緊急対策

- ・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日）（第2章 重点的に取り組むべき対策 1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策（1）人命・財産の被害を防止・最小化するための対策）

地震時等に著しく危険な密集市街地対策

- ・ 住生活基本計画（全国計画）の全部変更（令和3年3月19日閣議決定）（第2 目標2）

地震時等に著しく危険な密集市街地の解消とそれにあわせた地域防災力の向上に資するソフト対策の強化。

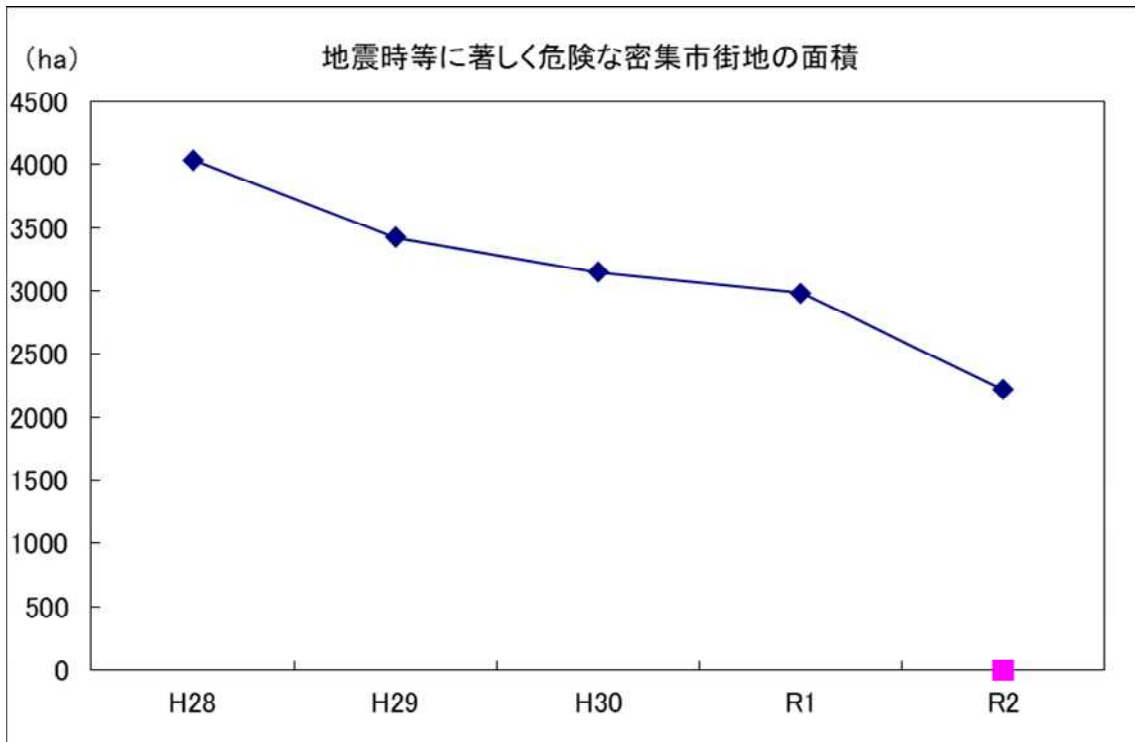
【閣決（重点）】

- ・ 社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」
- ・ 社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

- ・ なし

過去の実績値				(年度)	
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
4,039ha	3,422ha	3,149ha	2,982ha	2,219ha	



主な事務事業等の概要

- ・ 密集市街地の改善整備の促進のため、各種制度を実施している。(◎)
 予算額：防災・安全交付金 1兆1,057億円の内数(平成29年度)
 防災・安全交付金 1兆1,117億円の内数(平成30年度)
 防災・安全交付金 1兆3,173億円の内数(令和元年度)
 防災・安全交付金 1兆 388億円の内数(令和2年度)
 防災・安全交付金 1兆2,786億円の内数(令和3年度)
- ・ 住宅市街地総合整備事業等により老朽住宅の除却・建替、地区施設等の整備を促進している。
- ・ 住宅地区改良事業等により不良住宅の買収・除却、改良住宅の建設、地区施設等の整備を促進している。
- ・ 密集市街地総合防災事業により密集市街地における総合的な環境整備を推進している。
 予算額：密集市街地総合防災事業 27億円(平成29年度)
 32億円(平成30年度)
 51億円(令和元年度)
 51億円(令和2年度)
 45億円(令和3年度)
- ・ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(所得税・法人税・個人住民税)
 防災街区整備事業等の用に供するために土地等を譲渡した個人・法人に軽減税率を適用。
- ・ 防災街区整備事業の施行に伴い新築された防災施設建築物に係る特例措置(固定資産税)
 防災街区整備事業の施行に伴い新築された、防災施設建築物に該当する家屋のうち、一定の要件を満たすものについては固定資産税を減額。
- ・ 防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等(所得税・法人税)
 防災再開発促進地区内の危険密集市街地の資産を譲渡して防災施設建築物及びその敷地を取得した一定の場合について、事業用資産の買換特例を措置。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

地震時等に著しく危険な密集市街地の面積は、令和2年度末時点で2,219 haと減少しており、目標年度に目標を達成しなかった。

(事務事業等の実施状況)

- ・ 平成24年度補正予算において新たに防災・安全交付金を創設するとともに、住宅・建築物安全ストック形

成事業における密集市街地内の避難路沿道建築物の耐震改修等に係る補助率の拡充を実施。

- ・ 平成25年度補正予算において、密集市街地における延焼防止を目的として、道路沿いの建築物を不燃化する事業に対する補助制度の合理化を実施。
- ・ 平成26年度において、道路整備等と一体に沿道の建築物を耐火建築物等に建て替えることにより延焼遮断帯の形成を促進する延焼遮断帯形成事業の適用要件の見直し。
- ・ 平成27年度において、密集市街地における総合的な環境整備を推進する「密集市街地総合防災事業」を創設。
- ・ 平成28年度において、火災等に対する防災面での悪影響が懸念される空家や不良住宅の除却を助成対象に追加。
- ・ 平成30年度において、「個別建替え」の類型に「隣地取得型戸建住宅」を追加し、制度を拡充。
- ・ 平成30年度2次補正予算において、特に整備改善が必要な密集市街地の空き家等の除却等について補助率を上げ。
- ・ 令和2年度において、無接道敷地の解消に資する戸建て住宅の建替えを促進するため、建替え支援に関する敷地面積要件を緩和。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積は、令和2年度末時点で2,219haとおおむね解消に向け毎年度減少してきたが、権利者の高齢化や権利関係の輻輳、接道要件を満たしていない敷地の存在等により、整備が困難で時間を要する密集市街地が残存しており、目標年度における目標を達成しなかったことからBと評価した。
- 令和2年度政策レビュー評価書では「地震時等における最低限の安全性の確保に向けたハード対策に取り組みつつ、より地域防災力を高めるためのソフト対策を推進することが必要である」旨をとりまとめた。
- 住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月閣議決定）では、新たな計画指標として「危険密集市街地の面積（令和12年度におおむね解消）」及び「地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率（令和7年度に100%）」を設定した。今後は同計画に基づき、道路、公園等の公共施設の整備や老朽建築物の除却、建替えなどのハード対策や、防災マップの作成や防災訓練の実施などのソフト対策を促進することにより、最低限の安全確保にとどまらない一層の安全性の確保を図る。
- また、これまでの制度拡充による充実した支援メニュー等を通じて、東京都等において密集市街地解消のための市街地整備の進捗が確実に見られることから、引き続きこれらの支援を推進していくこととする。
- 本業績指標についても、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局都市安全課（課長 服部 卓也）
住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 岸田 里佳子）

関係課： 都市局都市計画課（課長 堤 洋介）
都市局市街地整備課（課長 菊池 雅彦）
都市局街路交通施設課（課長 荒川 辰雄）
都市局公園緑地・景観課（課長 五十嵐 康之）
都市局まちづくり推進課（課長 光安 達也）
住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 田中 政幸）
住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 門元 政治）
住宅局市街地建築課（課長 山下 英和）

業績指標 4 4

大規模盛土造成地の第二次スクリーニング計画（どの盛土造成地から安全性把握調査を行うかを定める計画）の作成率

評価

A

目標値：100%（令和4年度）
実績値：45%（令和2年度）
初期値：16%（令和元年9月時点）

（指標の定義）

地震時等に盛土全体の地すべりの変動により、甚大な被害を生じるおそれのある大規模盛土造成地について、どの盛土から安全性把握調査を行うかを定める計画の作成が完了した市区町村の割合

《分母》大規模盛土造成地が存在する全市区町村数（999市区町村）

《分子》地震時等に盛土全体の地すべりの変動により、甚大な被害を生じるおそれのある大規模盛土造成地について、どの盛土から安全性把握調査を行うかを定める計画の作成が完了した市区町村数

（目標設定の考え方・根拠）

重要インフラ緊急点検を踏まえた緊急対策において、令和元年度末に全国の大規模盛土造成地マップの公表が100%となったことにより事前対策に向けた新たな段階に入ったため、計画性を持って取り組む必要があり目標を設定（令和4年度100%）。

（外部要因）**（他の関係主体）**

地方公共団体

（重要政策）**【施政方針】**

- ・第201回国会 施政方針演説（令和2年1月20日）「防災・減災、国土強靱化を進め、災害に強い故郷を創り上げてまいります。」
- ・第203回国会 施政方針演説（令和2年10月26日）「水害や地震などの自然災害が相次ぐ中で、防災・減災、国土強靱化は引き続き大きな課題です。省庁、自治体や官民の垣根を越えて、災害の状況を見ながら、国土強靱化に取り組み、災害に屈しない国土づくりを進めてまいります。」
- ・第204回国会 施政方針演説（令和3年1月18日）「防災・減災、国土強靱化についてもしっかりと進めます。」

【閣議決定】

- ・首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成27年3月31日閣決）
国〔農林水産省、国土交通省〕、都県及び市町村は、地震による土砂災害の危険がある箇所の把握に努め、急傾斜地崩壊防止施設等の整備といった土砂災害対策や山地災害対策、臨海部等の軟弱地盤の地域を中心に液状化対策を推進するとともに、宅地の耐震化を促進する。
- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日閣決）
地すべりや崩壊（滑動崩落）により、甚大な被害を生じるおそれのある大規模盛土造成地の調査を進め、住民に対する情報提供を促進
- ・国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣決）
大規模地震における盛土造成地の滑動崩落や液状化等の宅地被害を防ぐため、全国の大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査し、マップの公表・高度化を図るとともに、耐震化を推進するなど、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を進める。
- ・骨太の方針2019（令和元年6月21日閣決）
安全なまちづくりに向け、住宅・建築物の耐震化や地盤の強化、木造密集市街地の改善、無電柱化、民間投資の活用を進める。
- ・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣決）
大規模盛土造成地等の耐震化に向けた対策

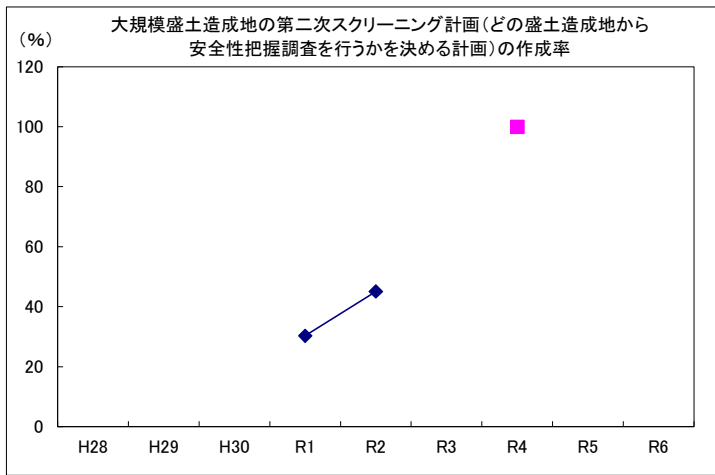
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】**過去の実績値**

(年度)

H28	H29	H30	R1	R2
			30	45



主な事務事業等の概要

- ・宅地耐震化推進事業の推進

大地震等による宅地被害を防止・軽減するため、甚大な被害を生じるおそれのある大規模盛土造成地において、変動予測調査等を行い、住民への情報提供等をはかる。調査を実施する地方公共団体等に対して調査に要する費用の一部を補助する。

防災・安全交付金予算額 853,984百万円の内数(令和3年度国費)

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

令和元年度と令和2年度の実績値はそれぞれ30%と45%であり、令和4年度時点での目標値達成に向け毎年度実績値は上昇しているものの、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成できないことになる。

しかし、どの盛土から優先的に安全性把握調査を行うかを定める計画を作成するためには、その取り掛かりとして盛土の造成年代調査が必要であり、令和2年度末までに全国で造成年代調査を完了することを目標として地方公共団体に働きかけ、これを達成したところである。

また、令和3年4月に、目標年度における目標値の達成に向け計画的に第二次スクリーニング計画を作成するよう通知を出し、地方公共団体に働きかけているところであり、地方公共団体からも第二次スクリーニング計画の作成に必要な予算要求等が行われているところである。

これらを踏まえ、令和3年度、4年度において目標値の達成が可能であると判断し、Aと評価した。

(事務事業等の実施状況)

- ・平成30年度補正予算で、大規模盛土造成地の変動予測調査等の国費率を調査に要する費用の1/3から1/2に嵩上げし、令和3年度から令和4年度まで国費率の嵩上げ期間を延長する。

課題の特定と今後の取組みの方向性

どの盛土から優先的に安全性把握調査を行うかを定める計画を作成するためには、盛土の造成年代調査に加えて、現地調査が必要である。令和2年度に全国で造成年代調査が完了し、令和3年度以降に現地調査等を実施の上、第二次スクリーニング計画を作成することになる市区町村もあることから、令和3年度、4年度において目標値の達成が可能と判断し、Aと評価した。どの盛土から優先的に安全性把握調査を行うかを定める計画を作成するためには、盛土の造成年代調査に加えて、現地調査等を実施する必要がある。事業主体となる地方公共団体における財政面の課題があった。調査に要する費用の一部を支援するため、大規模盛土造成地の変動予測調査等の国費率を令和4年度まで調査に要する費用の1/3から1/2まで嵩上げする措置を行っている。

また、令和2年度に引き続き、大規模盛土造成地の安全性把握に係る課題の解決に向けて、地方ブロックごとに意見交換会を行うとともに、特に大規模盛土造成地の数が多い市区町村に対し、個別の協議を行う等地方公共団体へ支援を行っている。

担当課等(担当課長名等)

担当課: 都市局都市安全課(課長 服部 卓也)

関係課:

業績指標 4 5

災害時における機能確保率* (①主要な管渠、②下水処理場)

評 価

① B
② B

目標値：①約 6 0 % (令和 2 年度)、②約 4 0 % (令和 2 年度)
実績値：①約 5 4 % (令和 2 年度)、②約 3 8 % (令和 2 年度)
初期値：①約 4 6 % (平成 2 6 年度)、②約 3 2 % (平成 2 6 年度)

(指標の定義)

《主要な管渠》地震対策上重要な管渠のうち、耐震化が行われている割合。

※主要な管渠・・・ポンプ場・処理場に直結する管渠、河川・起動等を横断する管渠、緊急輸送路下に埋設された管渠など

《下水処理場》下水処理場のうち「揚水」、「沈殿」及び「消毒」に係る施設の耐震化が行われている割合。

(目標設定の考え方・根拠)

《主要な管渠》地方公共団体が定めている「重要な幹線等」の延長のうち、耐震化事業の実施予定、過去の整備状況を勘案し目標値を設定。

《下水処理場》地方公共団体の耐震化事業の実施予定から目標値を設定。

(外部要因)

地元との調整状況

(他の関係主体)

地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・防災、減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策 (平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日)

第 3 章. I. (1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

第 4 章. II. (3) 陸海空の交通ネットワーク

・国土強靱化基本計画 (平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日)

「ライフライン (電気、ガス、上下水道、通信) の管路や施設の耐震化・耐水化と老朽化対策、電気火災防止のために自動的に電力供給を停止する取組等による耐災害性の強化を図るとともに、(以下、略)」

【閣決 (重点)】

社会資本整備重点計画 (平成 2 7 年 9 月 1 8 日) 「第 2 章に記載あり」

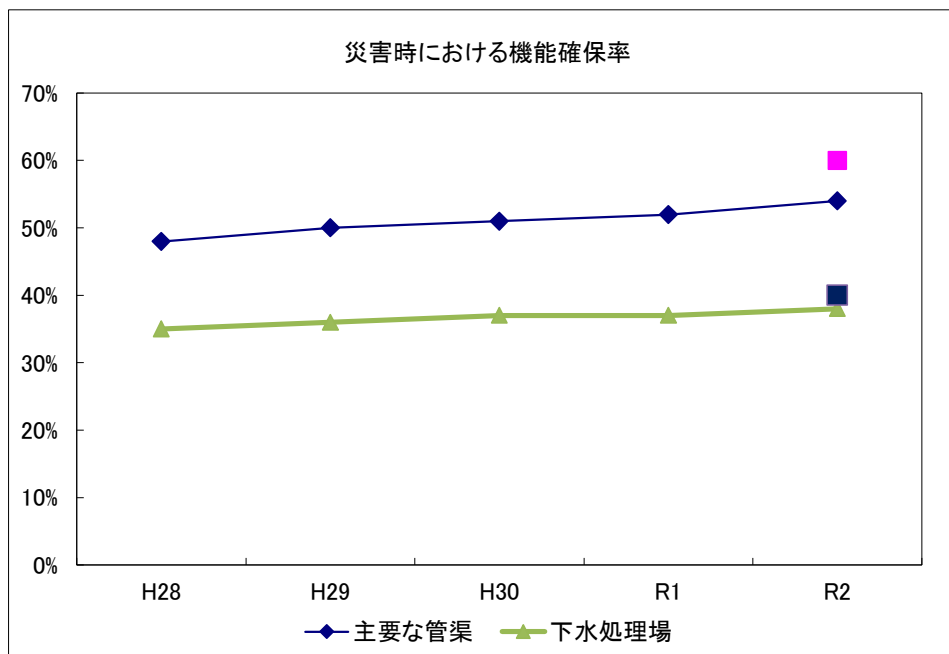
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
① 4 8 %	① 5 0 %	① 5 1 %	① 5 2 %	① 5 4 %
② 3 5 %	② 3 6 %	② 3 7 %	② 3 7 %	② 3 8 %



主な事務事業等の概要

○ 下水道施設の地震対策の推進 (◎)

災害時における下水道施設の機能確保に向けて、主要な管渠や下水処理場の耐震化をはじめとする下水道施設の地震対策を推進するため、事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 7, 277億円の内数 (令和2年度国費)

防災・安全交付金予算額 7, 847億円の内数 (令和2年度国費)

下水道事業関連予算額 297億円の内数 (令和2年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

①順調でない。

・主要な管渠の耐震化率については、令和2年度の実績値は約54% (46,167km/85,829km) であり、目標値である約60%には届かなかったが、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策により、国としても集中的に取り組んできたところである。

②順調でない。

・下水処理場の耐震化率については、令和2年度の実績値は約38% (814 箇所/2,128 箇所) であり、目標値である約40%には届かなかったが、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策により、国としても集中的に取り組んできたところである。

(事務事業等の実施状況)

・平成21年度に重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」と、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進するための事業制度として創設した「下水道総合地震対策事業」について、平成29年度までの制度を、平成30年度から令和4年度まで5年間延伸した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・主要な管渠及び下水処理場の耐震化率については、目標値に届かなかったことから、いずれもBと評価した。
- ・目標値の達成が困難となったのは、地方公共団体における財源不足や、地中埋設物の関係者との調整等のため、事業着手に時間を要したことが要因である。
- ・ただし、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策後も、防災、減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策 (令和2年12月11日閣議決定、以下「5カ年加速化対策」という。) により、集中的に取り組むところであり、引き続き一層の支援を行っていく。
- ・さらに、下水道総合地震対策事業の拡充等による「防災」と「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を引き続き推進するとともに、被害を最小化する「減災」対策の一層の強化を図るため、近年の自然災害における課題等を踏まえた下水道事業における事業継続計画 (BCP) の見直しを推進していく。
- ・また、第5次社会資本整備重点計画 (令和3年5月28日閣議決定) では、直近の状況等を踏まえ、災害時における主要な管渠及び下水処理場の機能確保率 (目標年度: 令和7年度、目標値: 主要な管渠約60%、下水処理場約42%) を設定し、今後も引き続き、社会資本整備総合交付金等により地方公共団体に対して支援を行い、下水道施設の耐震化促進に向けて取り組んでいく。
- ・本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等 (担当課長名等)

担当課: 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課 (課長 松原 誠)

関係課:

業績指標 4 6

最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合

評 価	B	目標値：100%（令和2年度） 実績値：35%（令和2年度） 初期値：－（平成26年度）
-----	---	--

（指標の定義）

水位周知下水道の早期指定が想定される下水道が存する市区数のうち、最大クラスの内水ハザードマップを作成・公表し、かつ住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区数の割合

（目標設定の考え方・根拠）

水位周知下水道の早期指定が想定される下水道が存する市区について、最大クラスの内水ハザードマップの作成・公表を推進するとともに、それを住民の防災意識向上に繋がる訓練に活用することが重要であるため、100%を目標として設定。

（外部要因）

地元との調整状況等

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・基本方針（平成30年10月2日）

近年の集中豪雨、気温上昇など気象の急激な変化に対応し、全国的に、河川の改修、治水、砂防対策、ため池改良、熱中症予防など、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、3年間で集中的に実施する。

・防災、減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日）

避難行動に必要な情報等の確保

・国土強靱化基本計画（平成30年12月14日）

「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。」

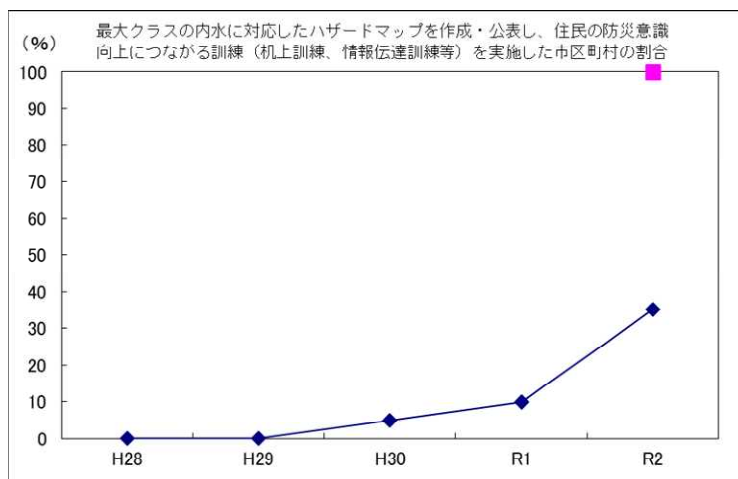
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第1章、第2章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H28	H29	H30	R1	R2	
0%	0%	5%	10%	35%	



主な事務事業等の概要

○ 下水道による浸水被害の軽減対策 (◎)

下水道による浸水被害の軽減対策を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 7, 277億円の内数 (令和2年度国費)

防災・安全交付金予算額 7, 847億円の内数 (令和2年度国費)

下水道事業関連予算額 297億円の内数 (令和2年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 令和2年度の実績値は35% (20団体中7団体) であり、目標値である100%には届いていない。しかしながら、平成27年7月の水防法改正を受けて、平成28年度に公表した水害ハザードマップ作成の手引きや活用に関する事例集等をもとに地方公共団体において最大クラスの内水ハザードマップの作成・公表に向けた検討が進められ、さらに、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策により、ハザードマップの基となる浸水想定区域図の作成は概ね完了している。

(事務事業等の実施状況)

- 平成28年度には、市町村がより避難行動に直結した利用者目線に立ったハザードマップを作成するため、「早期の立退き避難が必要な区域」を検討し明記すること等を盛り込んだ「水害ハザードマップ作成の手引き」を改訂した。
- また、同平成28年度には、従来の既往最大降雨等に対する浸水想定区域図の作成に加えて、想定し得る最大規模の外力に対する浸水想定区域図を作成するための浸水想定手法等を盛り込んだ「内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)」を公表した。
- 想定最大規模降雨に対応した内水ハザードマップ策定が求められる都市から構成される担当者会議を毎年開催し、その会議を通じて技術的助言・情報共有を行ってきた。
- 全国の内水浸水のソフト対策に関する緊急対策として想定最大規模の内水ハザードマップ等の作成(約20地方公共団体)に関する予算支援を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和2年度の実績値は35%であり、目標値である100%には届いていないことから、Bと評価した。最大クラスの内水に対応したハザードマップの策定について、地方公共団体のノウハウ不足や財政面の課題があったが、平成28年度に公表した水害ハザードマップ作成の手引き等をもとに地方公共団体において作成・公表に向けた検討が進められ、ハザードマップの基となる浸水想定区域図の作成は概ね完了しているため、今後も引き続き技術的支援等を行い、最大クラスの内水に対応したハザードマップの公表を促進する。

また、第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)では、新たな指標として「最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数」(令和7年度までに約800団体を目標)を設定し、これまで対象としていた団体以外にも対象を広げ、最大クラスの内水に対応したハザードマップが作成、公表されるよう、まずはハザードマップの基となる浸水想定区域図の作成促進に関する施策の強化を図る予定。

本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部流域管理官(流域管理官 藤井 政人)

関係課：

業績指標 4 7

①住宅*・②建築物*の耐震化率

評 価

① B	目標値：約95%（令和2年） ※令和7年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消 実績値：約87%（平成30年） 初期値：約82%（平成25年）
② B	目標値：約95%（令和2年） ※令和7年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消 実績値：約89%（平成30年） 初期値：約85%（平成25年）

（指標の定義）

- ① 住宅の耐震化率
住宅の総戸数のうち、耐震性を有するもの（※）の戸数（いずれも居住世帯のある住宅の戸数）の割合
- ② 建築物の耐震化率
多数の者が利用する建築物の総棟数のうち、耐震性を有するもの（※）の棟数の割合
※新耐震基準（昭和56年6月1日施行の改正建築基準法施行令の耐震基準）で建築されたもの、新耐震基準施行以前に建築されたもののうち耐震改修済みのもの又は耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられたもの。

（目標設定の考え方・根拠）

- ① 住宅・土地統計調査のデータベースによる住宅総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、目標を設定した。
- ② 統計データ等から推計される多数の者が利用する建築物の総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、目標を設定した。

（外部要因）

- ・目的達成には、住宅・建築物の耐震改修・古い住宅・建築物の建替えのペースが維持される必要があるが、それらは経済状況等に影響される。

（他の関係主体）

地方公共団体等

（重要政策）**【施政方針】**

- ・第183回国会 施政方針演説（平成25年2月28日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」
- ・第186回国会 施政方針演説（平成26年1月24日）「災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱（きょうじん）化を進めます。」

【閣議決定】

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、平成25年11月改正施行。以下「耐震改修促進法」という。）
- ・マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号、平成26年12月改正施行。以下「マンション建替円滑化法」という。）
- ・平成27年3月31日に閣議決定された「首都直下地震緊急対策推進基本計画」において、令和2年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%とする目標が掲げられている。
- ・平成28年3月18日に閣議決定された「住生活基本計画（全国計画）」において、令和7年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することとされている。

【閣決（重点）】

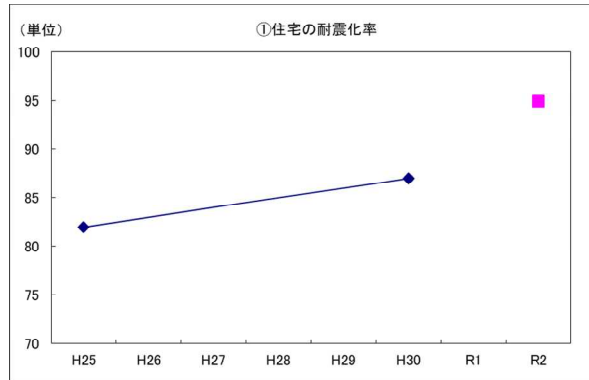
- ・平成27年9月18日に閣議決定された「社会資本整備重点計画」において、令和2年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%とする目標が掲げられている。

【その他】

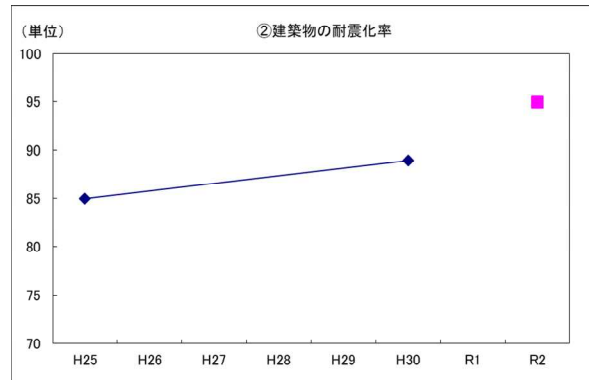
- ・「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号、平成31年1月改正施行。）において、令和2年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%とし、令和7年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消とする目標が掲げられている。
- ・平成26年3月28日に中央防災会議で策定された「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、令和2年までに住宅の耐震化率を95%とする目標が掲げられている。
- ・令和2年6月18日に国土強靱化推進本部で策定された「国土強靱化アクションプラン2020」において、令和2年までに多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%とし、令和7年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消とする目標が掲げられ

ている。

過去の実績値		(年)						
	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
①	約 8 2 %	—	—	—	—	約 8 7 %	—	—
②	約 8 5 %	—	—	—	—	約 8 9 %	—	—



※令和 7 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消



※令和 7 年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消

主な事務事業等の概要

①・②共通

- 平成 7 年度より建築物の耐震化支援制度を創設し、継続的に住宅・建築物の耐震化に対する支援を行っている。
- 平成 2 1 年度以降、住宅・建築物安全ストック形成事業により、住宅・建築物の耐震化を促進している。
予算額：社会資本整備総合交付金 8, 7 1 3 億円の内数 (令和元年度)
7, 2 7 7 億円の内数 (令和 2 年度)
防災・安全交付金 1 兆 3, 1 7 3 億円の内数 (令和元年度)
7, 8 4 7 億円の内数 (令和 2 年度)
- 平成 2 5 年 1 1 月に改正された耐震改修促進法に基づき、不特定多数の人が利用する大規模建築物等に対する耐震診断結果の報告の義務付け、建築物の耐震性に係る表示制度の創設等により、住宅・建築物の耐震化を促進している。
- 平成 2 5 年度以降、耐震対策緊急促進事業により、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に対し、通常の支援に加え、重点的かつ緊急的な支援を実施している。
予算額：耐震対策緊急促進事業 1 2 1 億円 (令和元年度)
耐震対策緊急促進事業 1 1 4 億円 (令和 2 年度)

①住宅の耐震化

- 住宅・建築物安全ストック形成事業について、住宅の耐震改修等に関する補助額を時限的に加算する措置を実施する。
- 住宅の耐震改修を行った場合、耐震改修に要した費用の 1 0 % 相当額 (2 5 万円を限度) を所得税額から控除するとともに、固定資産税の減額措置 (1 年間 1 / 2 減額、特に重要な避難路沿道にある住宅は 2 年間) を講じている。
- 住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金を貸し付ける措置を講じている。
- 耐震改修促進法に基づき、耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物 (マンション等) について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和している。
- マンション建替円滑化法に基づき、耐震性の不足する要除却認定マンションを対象としたマンション敷地売却事業等を設けるとともに、必要な税制特例措置や予算上の支援措置を講じている。また、令和 2 年に改正したマンション建替円滑化法により、耐震性不足のマンションを含む団地型マンションについて、多数決による敷地分割を可能とする敷地分割事業を創設している (公布から 2 年以内施行)。

②建築物の耐震化

- 耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震改修を行った場合の固定資産税の減額措置 (2 年間 1 / 2 減額) を講じている。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ①住宅の耐震化については、平成 2 5 年から平成 3 0 年の 5 年間で 5 ポイント上昇し、着実に進捗しているものの、このトレンドを維持した場合、目標年 (令和 2 年) においては目標値を下回る結果となる見込みである。耐震改修促進法やマンション建替円滑化法による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組 (補助制度の整備・充実や積極的な普及啓発等) により、引き続き住宅の耐震化に向けた取組を実施する。

- ・②建築物の耐震化については、平成25年から平成30年の5年間で4ポイント上昇し、着実に進捗しているものの、このトレンドを維持した場合、目標年（令和2年）においては目標値を下回る結果となる見込みである。耐震改修促進法による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組（補助制度の整備・充実等）により、引き続き建築物の耐震化に向けた取組を実施する。

（事務事業等の実施状況）

①・②共通

- ・不特定多数の人が利用する大規模建築物等に対する耐震診断結果の報告の義務付け、建築物の耐震性に係る表示制度の創設等、耐震改修促進法の円滑な運用を図っている。
- ・平成25年度予算において、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に対し、住宅・建築物安全ストック形成事業による助成に加え、国が重点的・緊急的に支援する耐震対策緊急促進事業を創設している。
- ・平成24年度に実施した政策アセスメント（平成25年度予算概算要求（入れ替え））である「建築物の耐震化の緊急促進事業の創設」の事後検証については、本業績指標をもってその効果を検証しているところ、住宅・建築物ともに平成27年度に耐震化率90%の目標値に対し、平成30年の実績値が住宅は約87%、建築物は約89%にとどまっており、着実に進捗しているものの順調であったとは評価できない。

①住宅の耐震化

- ・従来からの防災・安全交付金等を活用した支援（住宅・建築物安全ストック形成事業）に加え、平成30年度予算において、耐震化に向けた積極的な取組を行っている地方公共団体を対象とした、原則戸当たり100万円の定額補助制度を創設し、耐震化の促進を図っている。
- ・平成25年度税制改正において、耐震改修を行った住宅に対する所得税減額の特例措置の延長・拡充を行うとともに、固定資産税については、地方公共団体が指定する特に重要な避難路沿道にある住宅は一般住宅より減額期間を延長する措置を講じている。また、令和2年度税制改正において、耐震改修を行った住宅に対する固定資産税の減額措置を令和3年度末まで延長している。
- ・住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金の貸し付けを行っている。
- ・平成26年12月に改正したマンション建替円滑化法において、耐震性の不足する要除却認定マンションを対象としたマンション敷地売却事業制度等を創設し、平成26年度税制改正において同事業に係る税制特例措置等（所得税、法人税、登録免許税、不動産取得税、事業税、事業所税、住民税及び消費税の軽減、控除又は非課税措置）を創設するとともに、平成26年度から専門家による相談体制の整備のための予算上の措置を講じている。
- ・令和2年に改正したマンション建替円滑化法により、耐震性不足のマンションを含む団地型マンションについて、多数決による敷地分割を可能とする敷地分割事業を創設（公布から2年以内施行）し、令和2年度及び令和3年度税制改正において同事業に係る税制特例措置等（所得税、法人税、登録免許税、事業税、事業所税、住民税及び消費税の控除又は非課税化）を創設している。

②建築物の耐震化

- ・耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震改修を行った場合の固定資産税の減額措置（2年間1/2減額）を講じている。（令和2年度税制改正において、固定資産税の減額措置を令和5年3月まで延長。）

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・①住宅の耐震化については、平成25年から平成30年の5年間で5ポイント上昇し、着実に進捗しているものの、このトレンドを維持した場合、目標年（令和2年）においては目標値を下回る結果となる見込みであることからBと評価した。その要因として、特に戸建て住宅に居住する高齢者世帯において、耐震改修等に要する費用が負担に感じられることや、耐震化の必要性を感じないなどの危機意識の欠如により耐震化が進まなかったことが考えられる。
- ・令和2年度政策レビュー評価書では「大規模地震発生時の人命や財産への被害軽減を図るため、住宅の耐震化を促進することにより、令和12年までに耐震性が不十分な住宅ストックを概ね解消することを目指す」旨とりまとめた。
- ・住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）では、目標を継続延長し、「令和12年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する」との新たな目標を設定した。
- ・今後は、同計画を踏まえ、耐震改修促進法やマンション建替円滑化法による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組（補助制度の整備・充実や積極的な普及啓発等）により、引き続き住宅の耐震化に向けた取組を実施する。
- ・本業績指標についても、同計画を踏まえ見直しを検討する。
- ・②建築物の耐震化については、平成25年から平成30年の5年間で4ポイント上昇し、着実に進捗しているものの、このトレンドを維持した場合、目標年（令和2年）においては目標値を下回る結果となる見込みであることからBと評価した。その要因として、例えば医療施設では耐震化に伴う医療機器の再設置に高額な費用がかかることや、商業施設では営業を継続しながらの耐震改修が困難であるなどの理由により耐震化が進まなかったことが考えられる。
- ・今後については、学校や病院等の特定の建築物を所管する省庁において、個別に耐震化率の目標の設定が進んでいることを踏まえ、耐震化率のフォローアップ対象を耐震診断義務付け対象建築物に絞ることとし、耐震改修促進法による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組（補助制度の整備・充実等）により令和7年の目標（耐震診断義務付け対象建築物について設定）の達成に向け、引き続き建築物の耐震化に向けた取組を実施する。

具体的には、

- ・地方ブロックごとの地方公共団体との会議を通じ、耐震改修促進法の円滑な運用を図る。
- ・耐震診断・耐震改修の促進を図るためには、地方公共団体の補助制度による支援が重要である。特に、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられた建築物の耐震化に際し、所有者の負担を軽減するためには、地方公共団体における補助制度の整備・充実が必要であり、地方公共団体に対し引き続き補助制度の整備・充実を要請していく。
- ・以上を踏まえ、本業績指標について今後見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局建築指導課（課長 深井 敦夫）

関係課：住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 岸田 里佳子）

住宅局住宅生産課（課長 宿本 尚吾）

住宅局総務課住宅金融室（室長 松野 秀生）

住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）（参事官（マンション・賃貸住宅担当） 矢吹 周平）

業績指標 48

防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合

評価

B

目標値：100%（令和2年度）
 実績値：84.0%（令和2年度）
 初期値：3.0%（平成26年度）

(指標の定義)

安全点検や周辺の鉄道駅等との連携による地下街の防災対策のための計画の策定が行われ、同計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等に着手された地下街の割合。

<分母>全国の地下街の数

<分子>防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の数

(目標設定の考え方・根拠)

地下街は全国の拠点駅等に存在し利用者も多数に上っており、大規模地震の際には、利用者等が混乱状態となることが懸念される。また、天井等の老朽化が進んでいるほか、駅等からの避難者の流入も想定され、ハード・ソフトからなる利用者等の安心避難のための安全対策を講じていくことが必要であることから、令和2年度までに防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合を100%にすることを旨とする。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体、民間事業者

(重要政策)**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

国土強靱化基本計画（平成30年12月14日）（第3章国土強靱化の推進方針 2施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（2）住宅・都市）

「超高層建築物等について、東日本大震災の教訓を踏まえ、長周期地震動に対する安全対策を進めるとともに、地下空間等についてハード・ソフト両面からの防災対策を推進する。」

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

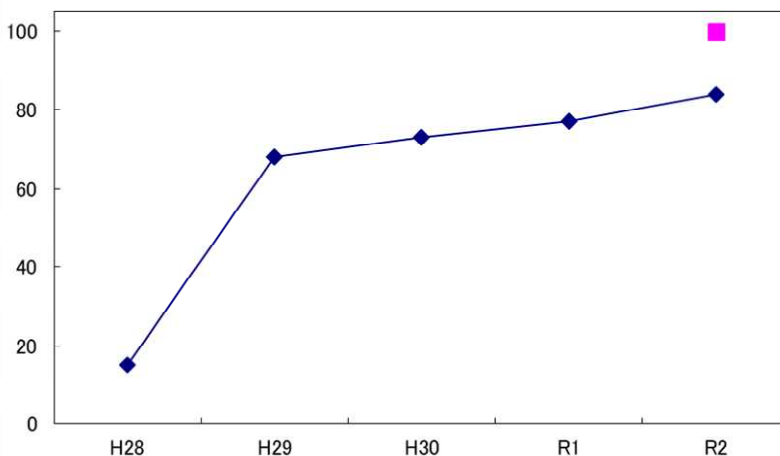
なし

過去の実績値

(年度)

H28	H29	H30	R1	R2
15.0%	68.0%	73.0%	77.0%	84.0%

(%) 防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合



主な事務事業等の概要

○地下街防災推進事業

利用者が多く公共性の高い地下街において、地震や浸水発生時における安全性向上を図るため、地下街管理会社等が実施する天井板等の地下街設備の安全点検、地下街防災推進計画の策定、計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等の整備を推進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

達成しなかった。

■具体的な実績

H26:2箇所 ⇒ H27:2箇所 ⇒ H28:8箇所 ⇒ H29:42箇所 ⇒ H30:4箇所 ⇒ R1:3箇所 ⇒ R2:5箇所

全国の地下街79箇所を対象にR2年度に100%とすることを目標値として設定していたが、今後の周辺開発と合わせて対策を実施予定である箇所や、地下街のテナントや協調補助を行う自治体との協議が難航した箇所があったため、目標を達成しなかった。

(事務事業等の実施状況)

地震や浸水発生時における安全性向上を図るため、地下街管理会社等が実施する天井板等の地下街設備の安全点検、地下街防災推進計画の策定、計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等の整備を支援している。H26には3%だった実績値がR2には84%までの進展を見ることができ、一定の成果を得た。

課題の特定と今後の取組みの方向性

目標年度における目標を達成していないためBと評価した。その要因として、今後の周辺開発と合わせて対策を実施予定である箇所や、地下街のテナントや協調補助を行う自治体との協議が難航した箇所があったこと等が挙げられる。

一方、防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合は84%となり、一定の成果が得られており、今後は更に計画に基づく取組を推進していく必要がある。

このため、第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)では、新たな指標として「地下街防災推進計画等に基づく耐震対策が完了した地下街の割合」と見直しを行い、その目標値を80%と設定した。

今後、各地下街の基礎情報や課題等をまとめ、計画策定に向けて活用が可能な国・自治体・地下街管理会社間の情報共有ツール等を充実させるとともに、地下街管理会社や自治体の危機意識の醸成を図る。また、制度を活用しやすくするため、簡易かつ安価な工法の紹介など、取組事例集の充実を図るなど施策の強化を図る。

本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市局街路交通施設課(課長 荒川 辰雄)

関係課：